

○千代田区要除却ブロック塀等の改善工事助成要綱

制定 平成30年10月22日30千環建指発第108号

改正 令和3年3月31日2千環建指発第179号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内に存する、地震により倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去工事等に係る費用を助成することにより、地震時におけるブロック塀等の倒壊の危険から道路等利用者の安全を確保し、もって災害に強い安全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の交通の用に供する道をいう。
- (2) ブロック塀等 道路等に面し、1メートル以上の高さを有する塀又は門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材、レンガ等を用いて築造したものをいう。
- (3) 要除却ブロック塀等 ブロック塀等のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条若しくは同第62条の8の規定に適合しないもの又はひび割れ、破損、傾斜等があり老朽化が著しい等、安全性が確認できないものをいう。
- (4) 改善工事 要除却ブロック塀等の撤去工事及び同工事後に行う軽量フェンス（スチール製、アルミ製その他これらに類するもの）の設置工事をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象となる者は、区内に存する要除却ブロック塀等を所有又は管理しており、当該要除却ブロック塀等の改善工事を行う者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 国又は地方公共団体その他公的機関
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社に該当する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する者以外の者
- (3) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当する者以外の個人であって事業を営む者
- (4) 業として改善工事を行う者

(助成対象工事)

第4条 助成対象となる撤去工事は、原則として、要除却ブロック塀等の基礎を含めた全てを撤去する工事とする。ただし、特段の理由がある場合は、塀の高さを60センチメートル以下にする部分的な撤去工事も対象とすることができる。

2 助成対象となる設置工事は、前項の撤去工事後に行う軽量フェンスを設置する工事とし、次の各号を満たすものとする。

(1) 原則として高さが2メートル以下で見通しが可能な網状の構造とすること。

(2) 基礎として設置されるコンクリート等については、軽量フェンスの設置に必要な高さを基本とし、原則としてその高さを40センチメートル以下とすること。

(3) 建築基準法及び関係法令に適合する工事であること。

3 区長は、前項第1号又は第2号を満たしていない設置工事であっても、特に必要と認めた場合は、助成対象とすることができる。

4 建築基準法第44条第1項の規定に違反している塀については、前3項の規定にかかわらず、助成対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表に定める区分に応じた額を限度とし、撤去工事と併せて設置工事を行う場合は、その合計額とする。

2 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改善工事の契約を締結する前に、要除却ブロック塀等の改善工事助成申請書（第1号様式）に別記の添付図書を添えて、区長に申請するものとする。

2 申請者は、前項の申請に際し、全ての要除却ブロック塀等の所有者及び当該要除却ブロック塀等が存する土地の所有者の同意を得るものとする。

3 要除却ブロック塀等が区分所有建物（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者をいう。）が存する建物をいう。以下同じ。）に付属する塀である場合の前項の所有者の同意は、当該区分所有建物の管理を行う団体（同法第3条の団体をいう。）の同意とすることができる。

(助成決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、助成の対象となることを確認したときは、助成を決定し、要除却ブロック塀等の

改善工事助成決定通知書（第2号様式）により、助成の対象とならないことを確認したときは、要除却ブロック塀等の改善工事助成対象外決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成事業の取り止め）

第9条 助成決定者は、事情により助成の対象となる改善工事を取り止めるときは、要除却ブロック塀等の改善工事助成事業廃止届（第4号様式）により、区長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第10条 助成決定者は、助成の対象となる改善工事が完了したときは、要除却ブロック塀等の改善工事助成事業完了実績報告書（第5号様式）に別記の添付図書を添えて、区長に報告するものとする。

（助成金の確定）

第11条 区長は、前条の規定による届出の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、要除却ブロック塀等の改善工事助成額確定通知書（第6号様式）により、当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第12条 前条の通知を受けた助成決定者は、要除却ブロック塀等の改善工事助成金交付請求書（第7号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第13条 区長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) この要綱及び法令に基づく区の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成決定を取り消したときは、要除却ブロック塀等の改善工事助成決定取消通知書（第8号様式）により、当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（調査、報告等）

第16条 区長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者等に対し報告を求め、又は申請対象のブロック塀等を調査することができる。

（補則）

第17条 助成金の交付の手続については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（委任）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則（平成30年10月22日30千環建指発第108号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条第1項に規定する助成申請その他の手続については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附則（令和3年3月31日2千環建指発第179号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条第1項に規定する助成申請その他の手続については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

| 助成対象費用の区分 | 助成率と助成限度額 |
|-----------|--|
| 撤去工事費用 | 要除却ブロック塀等の撤去工事に要した費用×10/10 助成限度額：40万円 |
| 設置工事費用 | 要除却ブロック塀等の撤去工事後の軽量フェンス設置工事に要した費用×1/2 助成限度額：30万円 |

※ 助成対象費用は、最も低い見積りの金額を使用するものとし、消費税を除いた額とする。

※ 助成金の額は、助成対象費用の区分ごとに、千円未満を切り捨てるものとする。

別記 様式の添付図書

| 様式 | 名称 | 添付図書 |
|-----|---------------------------|--|
| 第1号 | 要除却ブロック塀等の改善工事助成申請書 | <p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要除却ブロック塀等の存する敷地の権利関係を証する書類(土地・建物全部事項証明書等) ・ 法人全部事項証明書(所有者が法人の場合) ・ 所有者全員の同意書(所有者が複数の場合) ・ 管理規約及び管理を行う団体による同意がなされたことが分かる書類(要除却ブロック塀等が区分所有建物に付属する塀である場合) ・ 案内図、配置図、要除却ブロック塀等の位置図 ・ 工程表(概要) ・ その他、区長が必要と認めた書類 <p>(1) 撤去工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去する要除却ブロック塀等の平面図、立面図(要除却ブロック塀等の位置、延長、高さを記入したもの) ・ 現況写真(位置、構造、劣化状況等が確認できるもの) ・ 部分撤去後の立面図(部分撤去の場合) ・ 撤去工事見積書(写)(2者以上) <p>(2) 設置工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する軽量フェンスの平面図、立面図及び断面図等 ・ 確認済証※1(写)(必要な場合) ・ 地区計画の行為の届出書についての回答書※2(写)(必要な場合) ・ 設置工事見積書(写)(2者以上) |
| 第5号 | 要除却ブロック塀等の改善工事助成事業完了実績報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書(写) ・ 費用明細書(写) ・ 領収書等(写) ・ 写真(着手前、中間時、完了時) ・ 検査済証※3(写)(設置工事において必要な場合) ・ 変更の内容を確認できる書類(変更がある場合) ・ その他、区長が必要と認めた書類 |

※1 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証

※2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定による届出についての回答書

※3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証

様式(略)